

## 専門展示会出展助成金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要領は、専門展示会出展助成金（以下「助成金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 助成金は公益財団法人鳥取県産業振興機構（以下「機構」という。）が、県内事業者の販路拡大を目的とした専門展示会及び見本市等（以下「展示会等」という。）への出展を促進することを目的とする。

### (定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に規定するとおりとする。

- (1) 県内事業者 県内に事業所を有する事業者（個人事業主を含む。）をいう。
- (2) 助成対象事業 販路拡大を目的とした展示会等へ出展することをいう。
- (3) 助成対象事業者 助成対象事業を実施するものをいう。

### (展示会等)

第4条 助成金の対象となる展示会等は、次の各号にすべて該当するものとする。

- (1) 鳥取県外かつ日本国内で開催されるものであること。
- (2) 機械金属、電機電子、建築資材、医療、福祉、環境、IT、ソフト等の分野に関連するものづくり系展示会等であること。ただし、伝統産業、食品、環境分野のうちリサイクルに関わるものは除く。
- (3) 原則、前年度の開催実績もしくは今年度の見込みとして、来場者数10,000人以上かつ出展社数100社以上の規模であること。

### (補助対象経費)

第5条 助成金の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、次の各号に掲げる経費のうち、機構が必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内において助成金を交付する。ただし、経費にかかる消費税は対象とならない。

- (1) 出展小間料
- (2) 小間装飾費
- (3) 旅費等（原則1事業者につき2名分）

### (補助率等)

第6条 助成金の助成率及び助成金の額は、次のとおりとする。

- (1) 助成率 補助対象経費の1/2以内（千円未満切捨て）

(2) 助成金の額 1事業当たり500千円以内

(助成対象事業の実施期間)

第7条 助成対象事業の実施期間は、助成金交付決定日から、当該年度の3月31日までとする。

2 県内事業者がこの助成金を利用できる回数は、原則として同一年度につき1展示会とする。なお、同一年度とは、展示会開催会期の初日を基準とし、会期初日が4月1日から翌年の3月31日までに迎える展示会等を指すものとする。

(事業計画書の提出)

第8条 本助成金に申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、別に定める期間までに、様式第1号の専門展示会出展助成金申請書を機構に提出しなければならない。

2 申請書に添付すべき書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 専門展示会出展助成金事業計画書(様式第2号)
- (2) 専門展示会出展助成金出展企業補足資料(様式第3号)
- (3) 助成対象経費見積書(様式第4号)
- (4) 会社概要がわかる書類(企業案内パンフレット等)
- (5) 出展製品の内容がわかる書類(出展製品パンフレット等)
- (6) 暴力団排除に関する誓約書(様式第5号)
- (7) 出展展示会の概要がわかる書類(開催概要等)
- (8) その他代表理事理事長が必要と認める書類

3 申請者は、第1項の補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(計画)

第9条 前条第2項(1)の計画は、次に掲げる事項を記載しなければならない

- (1) 出展展示会名称
- (2) 開催期間
- (3) 出展展示会の規模
- (4) 出展展示会の選定理由及び出展目的
- (5) 出展製品名及び製品説明
- (6) ターゲット(想定顧客)
- (7) 目標
- (8) 他補助金・助成金の申請予定
- (9) 連絡先

(補助事業の審査)

- 第10条 機構は、前条に規定する計画書の提出があった場合には、別に定める審査会に諮り、採択の可否を決定するものとする。
- 2 機構は、審査会終了後速やかに、申込者に対し採択の可否を様式第6号の交付決定通知書または様式第6-2号の選考結果通知書により通知するものとする。
- 3 機構は、前項の採択の通知に当たっては、必要に応じ条件を付し、又は申込みに係る事項につき修正を加えることができる。
- 4 申請者は、前項の通知を受けた場合において、当該通知に付された条件に不服があるときは、当該通知を受理した日から10日以内に申込みの取り下げをすることができる。
- 5 機構は、第1項に規定する交付の決定に当たっては、第8条第3項により助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについてはこれを審査し、適当と認められるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。
- 6 機構は、第8条第3項のただし書きにより交付申請がなされたものについては、助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 7 助成対象事業者は、鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付決定をしないことができる場合)

- 第11条 前条の規定にかかわらず、機構は、対象事業者（機構が別に定める助成金等に係るものを除く。）となる者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定をしないことができる。
- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの。
- (4) 県及び他の団体から助成金以外の補助金（これに相当する給付金等）の交付を受ける事業については、助成対象事業から除外する。ただし、第5条に示す対象経費以外のものについて補助を受けている場合に限り、助成対象事業として認める。
- (5) 機構が鳥取県ブースを設置して公募した展示会に共同で出展する場合。

(助成対象事業の着手)

- 第12条 助成対象事業者は、交付の決定を受けた後において、遅滞なく助成対象事業に着手しなければならない。ただし、機構の定めにより着手届は要しない。

(遂行等の指示)

第13条 機構は、次のいずれかに該当するときは、助成対象事業者に対し、必要な措置をとるよう指示することができる。

- (1) 助成対象事業が、交付決定の内容又はこれに付された条件に従って遂行されていないと認めるとき。
- (2) その他交付目的を達成することが困難になるおそれがあると認めるとき。

(助成対象事業の変更等の承認)

第14条 助成対象事業者は、助成対象事業において、次の各号に掲げる内容又は経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ様式第7号の助成事業変更申請書を機構に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 様式第4号の助成対象経費見積書に記載された経費区分間において、20パーセントを超えて助成対象経費の配分の変更をしようとする場合。
- (2) 助成対象経費区分の追加をしようとする場合。
- (3) その他補助事業の内容について重要な変更をしようとする場合。

2 機構は、前項の変更等の承認にあたっては必要に応じ条件を付し、又は申請内容を変更して承認することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第15条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、あらかじめ様式第7号の助成事業変更申請書を機構に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付決定の取り消し等)

第16条 機構は、助成対象事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、額の確定の有無に関わらず、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に助成金が交付されているときは、その返還を命ずることができる。

- (1) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (2) 助成金の交付の決定の内容、条件、その他この要領に基づく処分等に違反したとき。
- (3) その他助成事業に関して法令又は法令に基づく処分等に違反したとき。

2 前項の助成金の返還は、当該命令のなされた日から起算して15日以内に行わなければならないものとし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、未納に係る期間に応じて年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

3 代表理事理事長は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(実績報告書)

第17条 助成対象事業者は、助成対象事業が完了したとき（第7条に規定する補助対象期間が終了したとき及び第15条の規定による助成対象事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。以下同じ。）は、その完了した日から30日以内もしくは3月25日までのいずれか早い日までに、様式第9号の

助成事業実績報告書を機構に提出しなければならない。

- 2 助成対象事業者は、前項の実績報告を行うにあたって、助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

#### (助成金の額の確定)

第18条 機構は、前条の規定により助成対象事業の実績報告書の提出を受けたときは、当該報告書の書類を審査し、当該報告書に係る助成事業の実施結果が助成金の交付決定の内容（第14条により変更等の承認を受けている場合はその承認後の内容）及びこれに付けた条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、様式第10号の額の助成金確定通知書により、当該助成事業者に通知するものとする。

- 2 交付する助成金の額は助成金交付決定通知書（様式第6号）もしくは出展助成事業変更決定通知書（様式第8号）により提示された額を超えないものとする。
- 3 機構は、前項の審査を行うにあたって、必要に応じて証拠書類の提出を求めるとともに、現地調査等を行うことができる。
- 4 機構は、審査の結果、助成対象事業が決定内容等に従って遂行されていないと認めるときは、助成対象事業者に対し、必要な措置をとるよう指示することができる。
- 5 機構は、第1項の規定により、助成対象事業に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、その超える部分の助成金の返還を命ずるものとする。
- 6 前項の助成金の返還の納付については、第16条第2項の規定を準用する。

#### (助成金の精算払の請求)

第19条 助成事業者は、第18条に規定する額の確定後の精算払を受けようとするときは、様式第11号の助成金請求書を機構に提出しなければならない。

#### (完了届を要しない場合)

第20条 助成対象事業については、全ての場合において完了届を要しない。

#### (助成金に係る経理)

第21条 助成対象事業者は、補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

#### (財産の管理)

第22条 助成対象事業者は、助成対象事業により取得し、又は効用が増加した機器等（以下「取得財産等」という。）について、助成対象事業の完了後も、取得財産等管理台帳を備え、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

2 助成対象事業者は、助成対象事業が完了した後も取得財産等を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、助成金の交付の目的に従ってその効果的運用を図らなければならない。

#### (財産の処分の制限)

第23条 助成対象事業者は、取得財産等を他の用途に使用し、他の者に貸付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、債務の担保に供し、又は廃棄しようとする（以下「取得財産等の処分」という。）ときは、第3項に定める処分を制限する期間（以下「処分制限期間」という。）を超えるものを除くほか、あらかじめ、様式第12号の財産処分承認申請書を機構に提出し、その承認を受けなければならない。この場合において、機構は、助成対象事業者が取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、交付した助成金の全部又は一部に相当する金額を機構に納付させることができるものとする。

2 取得財産等のうち、前項に規定する機構の承認を受けなければならない財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の財産とする。

3 処分制限期間については、「減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)」に定める耐用年数に相当する期間とする。

#### (実施結果の報告)

第24条 助成対象事業者は、助成対象事業が完了した日の属する会計年度の終了後2年間、機構の求めに応じて、助成対象事業の実施状況について、様式第13号の商談状況報告書により機構に報告しなければならない。

2 機構は、必要に応じて、前項の商談状況報告書に関する説明資料の提出を求め、又は現地調査を行うことができるものとする。この場合において、助成対象事業者は、正当な理由がない限り、現地調査を拒否することはできない。

3 助成対象事業者は、報告に係る証拠書類を、当該報告に係る会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

#### (立入調査等)

第25条 機構は、前条までに規定するほか、助成金に関し必要があると認めるときは、助成対象事業者に対して報告を求め、又は機構職員その他機構の派遣する専門家等にその事務所等に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

#### (掌握)

第26条 この要領に関する事務は、機構において掌握する。

#### (その他の事項)

第27条 機構は、本要領に定められた事項のほか、助成対象事業の円滑かつ適正な運営を行うために必要な事項について、別に定めることができる。

(本規定の停止条項)

第28条 この要領に係る事業の実施に関しては、当該年度も本事業が継続した場合に限る。

附則

(施行期日)

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、平成28年12月9日から施行し、平成28年度2次公募及び平成29年度1次公募より適用する。